第２号

香川県地域未来基金条例議案

（設置）

第１条　地域経済の発展に資する産業分野の重点的な育成及び集積を図る産業クラスターの形成及び拡大並びに地場産業における製品、サービス等の付加価値の向上及び販路の開拓を推進する事業を円滑に実施するため、香川県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、第１条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第３号

香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例（平成30年香川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　略	（趣旨） 第１条　この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第６条に規定する同意基本計画に定められた法第４条第２項第１号に規定する促進区域内において、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設を設置した法第14条第１項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。
（不動産取得税の課税免除） 第２条　法第４条第２項第１号に規定する促進区域内において、法第６条に規定する同意基本計画に係る法第４条第６項の規定による同意の日から令和10年３月31日までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第２条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第４項又は第８項の規定による承認を受けた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。	（不動産取得税の課税免除） 第２条　法第４条第２項第１号に規定する促進区域内において、法第６条に規定する同意基本計画に係る法第４条第６項の規定による同意の日から令和10年３月31日までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第２条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第４項又は第７項の規定による承認を受けた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第４号

香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年香川県条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条　略 （１）～（３）　略 （４）　求償権の放棄等　求償権の放棄又はその金額に満たない額による譲渡（これらに係る円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和７年法律第67号）第20条第１項の同意を含む。）をいう。 （５）　略 （回収納付金を受け取る権利の放棄） 第３条　略 （１）～（３）　略 （４）　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第14条第１項の規定により作成された早期事業再生計画 （５）　前各号に掲げる計画に準ずる計画であって、知事が適当と認めるもの	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（３）　略 （４）　求償権の放棄等　求償権の放棄又はその金額に満たない額による譲渡をいう。 （５）　略 （回収納付金を受け取る権利の放棄） 第３条　知事は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。 （１）～（３）　略 （４）　前３号に掲げる計画に準ずる計画であって、知事が適当と認めるもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第５号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第２号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

（種別及び金額）
第２条　略

別表第１（第２条関係）
第１表　略
第２表　手数料の部

種別	区分	単位	金額
１～５３６の２　略			
５３６の３　法第60条の２の２第３項の居住環境向上用途誘導地区の高さに関する許可申請手数料	略		
５３６の４　法第60条の３第１項第３号の特定用途誘導地区の容積率及び建築面積に関する許可申請手数料		１件	16万円
５３６の５　法第		１件	16万円

改正前

（種別及び金額）
第２条　使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第１のとおりとする。
２　略

別表第１（第２条関係）
第１表　略
第２表　手数料の部

種別	区分	単位	金額
１～５３６の２　略			
５３６の３　法第60条の２の２第３項の居住環境向上用途誘導地区の高さに関する許可申請手数料	略		

60条の３第２項の特定用途誘導地区の高さに関する許可申請手数料			
536の６　法第60条の４第１項第３号の特定業務施設等誘導地区の容積率及び建築面積に関する許可申請手数料		１件	16万円
536の７　法第60条の４第２項の特定業務施設等誘導地区の高さに関する許可申請手数料		１件	16万円
537　法第67条第３項第２号の特定防災街区整備地区の敷地面積の最低限度に関する許可申請手数料	略		
538～599　略			

備考

略

537　法第67条第３項第２号の特定防災街区整備地区の敷地面積の最低限度に関する許可申請手数料	略
538～599　略	

備考

略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第６号

香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例及び香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案

（香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正）

第１条　香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例（昭和58年香川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の30第１項において準用する法第７条第３項及び第21条第２項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （流域下水道の構造の技術上の基準） 第２条　法第25条の30第１項において準用する法第７条第３項に規定する流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第６条までに定めるところによる。	（趣旨） 第１条　この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の30第１項において準用する法第７条第２項及び第21条第２項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （流域下水道の構造の技術上の基準） 第２条　法第25条の30第１項において準用する法第７条第２項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第６条までに定めるところによる。

（香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　香川県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年香川県条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（流域下水道事業の設置等） 第１条　略 ２　流域下水道事業の施設として設置する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第４号に規定する流域下水道をいう。）の名称、処理区及び流域関連公共下水道（同法第６条第６号に規定する流域関連公共下水道をいう。）の処理区域（同法第２条第８号に規定する処理区域をいう。）の存する市町は、次の表のとおりとする。 略	（流域下水道事業の設置等） 第１条　略 ２　流域下水道事業の施設として設置する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第４号に規定する流域下水道をいう。）の名称、処理区及び流域関連公共下水道（同法第６条第５号に規定する流域関連公共下水道をいう。）の処理区域（同法第２条第８号に規定する処理区域をいう。）の存する市町は、次の表のとおりとする。 略

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第７号

へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例議案

へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（へき地手当に準ずる手当） 第５条　略	（へき地手当に準ずる手当） 第５条　職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場（以下「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別地学校に該当するときは、当該職員には、次項に定めるところにより、当該異動又は学校等の移転（以下この条において「異動等」という。）の日から３年以内の期間（当該異動等の日から起算して３年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、３年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた職員（以下この条において「特例職員」という。）にあっては、６年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額に１００分の４（特例職員にあっては、異動等の日から起算して５年に達するまでの間は１００分の４、同日から起算して５年に達した後は１００分の２）を乗じて得た月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。
２　略	２　前項のへき地手当に準ずる手当の支給は、異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して３年（特例職員にあっては、６年）に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。
（１）　職員がへき地学校等若しくは特別地学校以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のためへき地学校等若しくは特別地学校に該当しないこととなった場合　当該異動又は移転等の日の前日	（１）　職員がへき地学校等若しくは特別地学校以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のためへき地学校等若しくは特別地学校に該当しないこととなった場合当該異動又は移転等の日の前日
（２）　職員が他のへき地学校等若しくは特別地学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該学校等が引き続きへき地学校等又は特別地学校に該当する場合に限る。）　住居の移転の日の前日	（２）　職員が他のへき地学校等若しくは特別地学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該学校等が引き続きへき地学校等又は特別地学校に該当する場合に限る。）住居の移転の日の前日

第６条　前条に定めるもののほか、次に掲げる職員には、へき地手当に準ずる手当を支給する。	第６条　新たにへき地学校等又は特別地学校に該当することとなった学校等に勤務する職員のうち、そのへき地学校等又は特別地学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して３年を経過していないものにも、またへき地手当に準ずる手当を支給する。
（１）　新たにへき地学校等又は特別地学校に該当することとなった学校等に勤務する職員のうち、そのへき地学校等又は特別地学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前３年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの （２）　新たに採用された職員で、新たに採用された日（以下この号及び次項第２号において「採用日」という。）の前日に勤務していた学校等に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地学校等又は特別地学校に該当することとなった学校等に勤務する職員で、指定日前３年以内に当該学校等に異動したことに伴って住居を移転したものとなるもの	
２　前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。	２　前項のへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校等が同項に規定する異動の日前にへき地学校等又は特別地学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。
（１）　前項第１号に掲げる職員　当該職員の指定日に勤務する学校等が同号に規定する異動の日前にへき地学校等又は特別地学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及びその額 （２）　前項第２号に掲げる職員　当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項（第１号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及びその額	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第８号

定時制通信教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例議案

定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律（昭和28年法律第２３８号）第７条の規定に基づき、県立高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長、教頭、主幹教諭、教員及び実習助手に対して支給する定時制通信教育手当に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第２３８号）第５条の規定に基づき、県立高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長、教頭、主幹教諭、教員及び実習助手に対して支給する定時制通信教育手当に関し必要な事項を定めるものとする。

附　則

この条例は、令和９年１月23日から施行する。

第９号

附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例及び香川県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例議案

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

第１条　附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（報酬）
第２条　略

（費用弁償）
第３条　略

別表（第２条、第３条関係）
１　略
２　教育委員会の附属機関
<table><tr><th>名称</th><th>報酬</th><th>費用弁償</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>香川県教科書等選定審議会</td><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table></td><td>（報酬）
第２条　委員等が招集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。

（費用弁償）
第３条　委員等が招集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であって委員等を兼ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。

別表（第２条、第３条関係）
１　略
２　教育委員会の附属機関
<table><tr><th>名称</th><th>報酬</th><th>費用弁償</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>香川県教科用図書選定審議会</td><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table></td></tr>
</table>

（香川県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部改正）

第２条　香川県教科用図書選定審議会委員定数条例（昭和39年香川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
香川県教科書等選定審議会委員定数条例 義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第３項の規定に基づき、香川県教科書等選定審議会の委員の定数を10人と定める。	香川県教科用図書選定審議会委員定数条例 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第３項の規定に基づき、香川県教科用図書選定審議会の委員の定数を10人と定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

第10号

香川県国土強靱化地域計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第３条の規定により、別添のとおり香川県国土強靱化地域計画を改めて策定することについて、議会の議決を求める。

第11号

権利の放棄について

屋島少年自然の家の諸収入に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1　放棄する権利の内容

区　分	調定年度	主たる債務者	放棄する権利の内容
屋島少年自然の家の諸収入	平成28年度	ＮＰＯ法人緑の森自然キャンプ協会	シーツクリーニング代及び食事代　86,990円

2　放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

第12号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第２条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

１　件　　名　　県道円座香南線（香南工区）道路改築工事（第３工区）（橋梁上部工）

２　工事場所　　高松市香南町

３　契約の方法　　総合評価一般競争入札

４　請負金額　　791,010,000円

５　工事請負人　　仲多度郡多度津町西港町17番地

川田工業株式会社　四国営業所

所長　　加藤　栄一

第13号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第２条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

1　件　　名　　高松港重要港湾改修工事（サンポート地区）（上部工）

2　工事場所　　高松市サンポート

3　契約の方法　　総合評価一般競争入札

4　請負金額　　785,400,000円

5　工事請負人　　仲多度郡多度津町西港町17番地

川田工業株式会社　四国営業所

所長　　加藤　栄一

第14号

かがわ総合リハビリテーションセンター及び香川県障害者支援施設たまも園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第３項、かがわ総合リハビリテーションセンター条例（昭和60年香川県条例第21号）第４条第２項及び香川県障害者支援施設たまも園条例（昭和39年香川県条例第13号）第５条第２項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
かがわ総合リハビリテーションセンター及び香川県障害者支援施設たまも園	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	高松市田村町1114番地	令和９年４月１日から 令和16年３月31日まで

第15号

香川県ふじみ園及び香川県ふじみ園福祉ホームの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第３項、香川県ふじみ園条例（昭和41年香川県条例第26号）第６条第２項及び香川県ふじみ園福祉ホーム条例（昭和61年香川県条例第１号）第４条第２項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県ふじみ園及び香川県ふじみ園福祉ホーム	社会福祉法人香川県社会福祉事業団	丸亀市飯山町東坂元3667番地	令和９年４月１日から 令和16年３月31日まで

第16号

瀬戸大橋記念公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の２第２項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
瀬戸大橋記念公園	公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会	坂出市番の州緑町６番地13	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第17号

坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の２第２項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）	五栄カイリク株式会社	坂出市番の州町７番地６	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第18号

坂出緩衝緑地（番の州球場）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の２第２項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
坂出緩衝緑地（番の州球場）	坂出市	坂出市室町二丁目３番５号	令和９年４月１日から 令和12年３月31日まで

第19号

土器川公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の２第２項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
土器川公園	丸亀市	丸亀市大手町二丁目４番21号	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第20号

さぬき空港公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の２第２項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
さぬき空港公園	香川県森林組合連合会	高松市中野町23番２号	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第21号

香川県立武道館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第３項及び香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号）第６条第２項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県立武道館	四電工・シンコースポーツグループ 代表　株式会社四電工 シンコースポーツ四国株式会社	高松市花ノ宮町二丁目３番９号	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第22号

香川県立丸亀競技場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の２第２項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県立丸亀競技場	四電工グループ 代表　株式会社四電工 シンコースポーツ四国株式会社 長谷川体育施設株式会社 太平ビルサービス株式会社	高松市花ノ宮町二丁目３番９号	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第23号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第１４４号）第４条の規定に基づき、令和９年度において、次のとおり当せん金付証票を発売する。

記

１　　発 売 限 度 額　　金　8,300,000,000円